

地方財政法第三十三条第二項第一号及び第二号の額の算定に関する省令

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十二条第二項第一号及び第二号の規定に基づき、

地方財政法第三十三条第二項第一号及び第二号の額の算定に関する省令を次のように定める。

（法第三十三条第二項第一号の額の算定方法）
第一条 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号。以下「法」という。）第三十三条第二項第一号に規定する地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第三条の四の規定の適用がないものとした場合における地方公共団体の平成六年度及び平成七年度の個人の道府県民税又は市町村民税の所得割の收入見込額から当該地方公共団体の当該各年度の個人の道府県民税又は市町村民税の所得割の收入見込額を控除した額として自治省令で定めるところにより算定した額は、次の表に掲げる地方公共団体の種類及び年度ごとにそれぞれ同表の算定方法の欄に定める方法によって算定した額とする。

県府道都		類種の体団共公方地		
度年六成平一		度年		
B ×	I C ×	8 — 10 A + B ×	10 — 12	A + B ×
				算定方法

度年七成平二					
I C ×	B ×	2 — 12			8 — 10 A + B ×

村町市					
又は B ×	10 — 12	8 — 10	10 — 12	A + B ×	2 — 10 A + B ×

度年七成平二					
又は B ×	2 — 12	2 — 10	2 — 12	B ×	8 — 10 A + B ×

県府道都 度年六成平一		類種の体団共公方地 度年
$\frac{C \times \alpha}{\sum C}$	$\frac{B}{A}$	<p>算式</p> <p>次の算式により算定した額とする。</p> <p>算定方法</p>

(法第三十三条第二項第二号の額の算定方法)
第二条 法第三十三条第二項第二号に規定する消費譲与税の減少額として自治省令で定めるところにより算定した額は、次の表に掲げる地方公共団体の種類及び年度ごとにそれぞれ同表の算定方法の欄に定める方法によつて算定した額とする。

前号の算式の符号B及びCに同じ。

に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

2
10

C × α		B	C × α	B
$\frac{C \times \alpha}{\sum C}$		A	$\frac{C \times \alpha}{\sum C}$	A
$\frac{C \times \alpha}{\sum C}$	$\frac{B}{A}$	若しくは	$\frac{C \times \alpha}{\sum C}$	$\frac{B}{A}$

理府令第26号)による調査結果によつて調査した人口の現在における人口の全国総数(昭和55年政令第9号)によつて調査した平成2年10月1日現在における当該都道府県の人口

の算式の符号

端数があるときは、その端数を切り捨てる。

$\times 4,704,545$ 千円に千円未満の

に小数点以下1位未満の端数があるとき又は

若しくは

度年七成平二		B	C × α	B	C × α	B	C × α
$\frac{B}{A}$		$\frac{C \times \alpha}{\sum C}$	A	$\frac{B}{A}$	$\frac{C \times \alpha}{\sum C}$	A	$\frac{C \times \alpha}{\sum C}$
$\frac{B}{A}$	$\frac{C \times \alpha}{\sum C}$	若しくは	$\frac{B}{A}$	$\frac{C \times \alpha}{\sum C}$	若しくは	$\frac{B}{A}$	$\frac{C \times \alpha}{\sum C}$

3年7月1日現在における当該都道府県の従業者数(ただし、長崎県の従業者数については、事業所統計調査規則によつて調査した昭和61年7月1日現在における長崎県島原市及び南高来郡深江町の従業者数から同令によつて調査した同日現在における島原市及び深江町の区域内において国又は長崎県の事業所に従事する従業者数を控除した従業者数を加えた従業者数とする。)

◎消費譲与税法施行規則(平成元年自治省令第32号)第3条第2項に規定する算式により算定した当該都道府県の数值(当該数値又は当該数値の算定の過程に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)

村町市 度年六成平一		B	C × α	B	C × α
$\frac{B}{A}$		$\frac{C \times \alpha}{\sum C}$	A	$\frac{B}{A}$	$\frac{C \times \alpha}{\sum C}$
$\frac{B}{A}$	$\frac{C \times \alpha}{\sum C}$	若しくは	$\frac{B}{A}$	$\frac{C \times \alpha}{\sum C}$	若しくは

の算式の符号

端数があるときは、その端数を切り捨てる。

$\times 1,022,727$ 千円に千円未満の

前号の算式の符号A、B、C、 α 及びMに同じ。

に小数点以下1位未満の端数があるとき又は

端数があるときは、その端数を切り捨て
る。
算式の符号

き又は
に小数点以下1位未満の端数がお

に小数点以下11位未満の端数があるとき又は

若しくは

$$\begin{array}{r}
 \text{B} \\
 \times \\
 2 \\
 6 \\
 1 \\
 3 \\
 \hline
 \text{A} \quad \Sigma \quad \text{C}
 \end{array}$$

		二 度 年 七 成 平		C 事業所統計調査規則によつて調査し た平成3年7月1日現在における当該市 町村の従業者数（ただし、長崎県島原市 及び南高来郡深江町の従業者数について は、事業所統計規則によつて調査した昭 和61年7月1日現在における各市町の 従業者数から同令によつて調査した同日 現在における当該市町の区域内において 国又は長崎県の事業所に従事する従業者 数を控除した従業者数に同令によつて調 査した平成3年7月1日現在における当 該市町の区域内において国又は長崎県の 事業所に従事する従業者数を加えた従業 者数とする。）	
		C	B	C	B
若しくは		$\sum C$	A	$\sum C$	A
に小数点以下1位未満の端数があると き又は		$\begin{array}{r} \times \\ 5 \\ 6 \\ 8 \end{array}$	1 8 1 千円	$\begin{array}{r} \times \\ 5 \\ 6 \\ 8 \end{array}$	1 8 1 千円+

C 事業所統計調査規則によつて調査した平成3年7月1日現在における当該市町村の従業者数（ただし、長崎県島原市及び南高来郡深江町の従業者数については、事業所統計規則によつて調査した昭和61年7月1日現在における各市町の従業者数から同令によつて調査した同日現在における当該市町の区域内において国又は長崎県の事業所に従事する従業者数を控除した従業者数に同令によつて調査した平成3年7月1日現在における当該市町の区域内において国又は長崎県の事業所に従事する従業者数を加えた従業者数とする。）

2 1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。
平成六年度に限り、第一条に規定する額の算定において用いる市町村税課税状況調の数値が確定するまでの間ににおいては、法第三十三条第二項第一号に規定する地方税法附則第三条の四の規定の適用がないものとした場合における地方公共団体の平成六年度の個人の道府県民税又は市町村民税の所得割の収入見込額から当該地方公共団体の平成六年度の個人の道府県民税又は市町村民税の所得割の収入見込額を控除した額として自治省令で定めるところにより算定した額は、第一条の規定にかわらず、同条に規定する額を超えないと見込まれる額の範囲等で、自治大臣が当該地方公共団体の財政状況等を勘案して通知した額とする。この場合においては、当該市町村税課税状況調の数値が確定した後であつては、当該通知した額は同条に規定する額に含まれるものとする。

第三条 前二条に規定する当該地方公共団体の当該各年度の額の合算額が負数となるときは、当該合算額は、零とする。

$$\begin{array}{r}
 \times 568, \\
 \times 568, \\
 \hline
 \end{array}
 \quad
 \begin{array}{r}
 181\text{千円} \\
 \text{若しくは} \\
 \hline
 \end{array}
 \quad
 \begin{array}{r}
 B \\
 - \\
 A
 \end{array}$$

ΣC

× 568, 181千円に千円未満の端数
 があるときは、その端数を切り捨てる。
 算式の符号
 前号の算式の符号 A、B、C 及び M C と同じ。